

大阪市における建築基準法上の道路種別 (参考)

| | 道路種別 | 概要 |
|--------------|-----------------|--|
| 幅員4メートル以上のもの | 法第42条 第1項第1号 | <p>・国道、府道または市道で認定幅員4メートル以上の道路</p> <p>(解説) 道路法による道路(通称「認定道路」)で、認定幅員4メートル以上であり、認定道路区域と現況形態が概ね一致しているもの。</p> |
| | 法第42条 第1項第2号 | <p>・都市計画道路、土地区画整理事業による道路または開発道路など(いずれも築造が完了しており、認定道路になっていないもの)</p> <p>(解説) 都市計画法、土地区画整理法、旧住宅地造成事業に関する法律、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法または密集市街地整備法による道路。</p> |
| | 法第42条 第1項第3号 | <p>・一定の幅員がある既存道路</p> <p>(解説) 建築基準法施行時または都市計画区域編入時^(注)に既に存在し、幅員4メートル以上であった道。</p> |
| | 法第42条 第1項第4号 | <p>・事業施行中の都市計画道路など(通称「2カ年指定道路」)</p> <p>(解説) 道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法または密集市街地整備法による新設または変更の事業計画のある道路で、2年以内にその事業が執行(着手)される予定のものとして<u>特定行政庁が指定</u>したもの。</p> |
| | 法第42条 第1項第5号 | <p>・位置指定道路^(解説1)または建築線道路^(解説2)</p> <p>(解説1) 土地を建築物の敷地として利用するため、建築基準法令等で定める基準に適合する道路で、これを築造しようとする者が<u>特定行政庁</u>からその<u>位置の指定</u>を受けたもの。</p> <p>(解説2) 市街地建築物法第7条但書きによる<u>建築線</u>で、道路境界線を<u>個別に指定</u>したもの。中央区船場地区(船場建築線)並びに生野区巽地区、平野区加美地区、住吉区苅田地区及び東住吉区矢田地区など(各耕地整理事業による建築線)</p> |
| 幅員4メートル未満のもの | 法第42条 第2項 | <p>・狭あいな既存道(通称「2項道路」)</p> <p>(解説) 建築基準法施行時または都市計画区域編入時^(注)に既に道として使用され、それに沿って建築物が建ち並んでおり、幅員4メートル未満であった道で、<u>特定行政庁が指定</u>したもの。</p> |
| | 法附則第5項 | <p>・市道等で認定幅員4メートル未満の道路</p> <p>(解説) 市街地建築物法第7条但書きによる<u>建築線</u>で、狭あいな認定道路に沿って一括指定したもの。</p> <p>[大阪府市街地建築物法施行細則(第5条 抜粋)]</p> <p><u>行政庁が管理している道路</u>で幅員4メートル未満のものはその中心線から各2メートルをへだてた線をもって<u>建築線</u>とする。</p> |

注：大阪市の場合、昭和25年11月23日。

ただし茨田地区(鶴見区徳庵、中茶屋、浜、茨田大宮、諸口、焼野、安田、横堤)、長吉地区(平野区長吉川辺、長吉出戸、長吉長原、長吉長原西、長吉長原東、長吉六反)の区域編入は昭和31年2月17日。